

技術提案書作成にあたっての注意点（造林・生産）

2023. 04. 13

04. 24

06. 28

12. 08

2024. 03. 14

（下記の点が不備の場合、評価の対象とはなりませんのでご注意ください）

- 提出書類は原則として白黒でお願いします。
提出いただいた技術提案書は白黒でコピーし審査資料とするため、カラー（特に黄色）の場合「空白」となる場合があります、「未記入」として処理されることがあります。
- 技術提案書に係る添付書類を「省略」とした場合、申請書類の確認は行わず過去（当初入札案件）に提出のあった書類により評価を実施することとなります。
- 過去（当初入札案件）に提出した申請書類に添付漏れや誤記等の不備があった場合、その不備のあった書類により評価を実施することとなり、加点の対象とはなりません。申請時に「省略」を選択する際は、過去（当初入札案件）に提出した書類を十分確認するなど、慎重かつ丁寧な対応をお願いします。
また、省略することとし記載した当初入札件名等が誤っている場合も、審査（加点）対象とはなりませんのでご注意ください。
- 各様式で「有・無」の選択式の場合、「無」が選択されているときは、添付書類の有無（添付書類の確認はしません）に関わらず評価の対象とはなりません。
- 「別紙様式3」については、添付書類を省略する場合であって「様式3」に件数・平均点を記載した場合のみ省略することができます。（2023. 6. 28）
- 賃上げ表明について、「事業年度」か「暦年」を明確に記載するとともに、期間を確認するため括弧書きで期間を記載してください。
また、「従業員代表」「給与又は経理担当者」は押印が必要です。
なお、中小企業の場合は「法人税申告書別表1」（別紙参照）を添付してください。
1月1日～12月31日の場合、「事業年度」か「暦年」により表明する年度が違います
例 令和5年6月契約の場合
暦年での表明：令和5年1月1日～令和5年12月31日まで
事業年度での表明：令和6年1月1日～令和6年12月31日まで
- 添付書類の評価対象期間の

基準日は「入札公告の日」ですが、「賃上げ表明」の基準日は「契約日」ですので注意して下さい。

- 災害協定等の実績については、協定書（覚書等を含む）写しの添付が必要です。なお、協定者等が所属団体等となっている場合は、その団体の構成員であることが確認出来る書類が必要です。（関東森林管理局との協定であっても必要です。）
- 「ホームページ写し」「就業規則」等を提出する場合は、何の添付書類か確認できる「表題」部分が必要です。
また、「該当箇所にアンダーライン」など明確となるよう表示をお願いします。
- 「新聞記事」を添付する場合は、新聞社名、掲載日を明記してください。また、適宜拡大するなど明瞭に確認できるようにしてください。特に、白黒印刷で明確に判読できるかご確認をお願いします。
- 「過去〇年」「過去〇年度間」で対象期間が違います。該当する年度を良く確認してください。
- 「意欲と能力のある林業経営体（者）」、「育成を図る林業経営体」「林業経営体」はそれぞれ明確にわかる確認書類が必要となります。
提出の都度、都道府県のHPを確認し、それぞれの登録状況を確認しホームページ写し等の確認書類を提出してください。
- 安全診断は実施日の確認できる書類を添付してください。また、共同事業体等でリスクアセスメントを行った場合は、実施した構成員（会社）を確認できる記載が必要です。
- 様式7について、雇用形態は協同組合等の構成員であっても「直雇」「臨時」「下請」等の実態を記載してください。ただし、協同組合等の場合は「雇用形態」のみ「下請」として評価しますが、「地元雇用」「月給制」の導入については評価の対象となります。
- 様式6④は植栽・保育等の緑化活動は対象となりません。
- 様式6⑥「前年度の民有林の実績」については、植栽・間伐などの保育作業が対象です。皆伐等については対象外となります。（2023.6.28）
- 様式6⑬「労働生産性向上の取組」は、請負事業等における署長等への提出書類ではなく、独自の取組が対象となります。
- 様式6⑭「現場従事者の技術向上の取組」は、研修会などの具体的内容の記載のある資料及、参加したことが確認出来る「参加者名簿」等の確認書類を添付してください。

○継続教育（CPD）の取り組みを証明する書類については、発行機関の名称が記載されているものがが必要です。発行機関名が確認できないものは加点対象とはなりません。

中小企業の確認資料 ※中小企業の場合は下記の様式を添付してください

中小企業等については、**表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」(左表参照)の提出を必要とし、中小企業等の該当を確認する。**

注:「中小企業等」とは、**法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のこと**をいう。ただし、**同条第6項に該当するものは除く。**

以下のいずれかに該当していれば中小企業等になる

- ・①に○があり、かつ③に○がないこと
- ・②に○があること

(参考)法人税申告書別表1

| | |
|------|---|
| 法人区分 | ① ② ③ 普通法人 協会の協賛法人 近畿以外の特種公益法人 人を新しくし、公益法人等、協同組合等又は 又は人権のない社団等 特定の「協賛法人」 |
| 事業種目 | 円 |
| 同非区分 | 非中小法人 特定同族会社 同族会社 非同族会社 |

期末現在の資本金の額又は出資金の額
同以上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの